

令和7年1月23日

回答書

案件名称：監査等業務委託

質問内容 1	
委託業務内容に関して	
<p>「監査等業務委託仕様書 8 モニタリング (2) 実施方法等」において、「ア 委託者は、調査に当たっては、受託者の管理する施設又は業務を遂行する場所等に立ち入ることができる。」と規定されています。</p> <p>「受託者の管理する施設又は業務を遂行する場所等」とは、受託者の事務所や事務所内執務エリアを意図されていますでしょうか。</p> <p>その意図であれば、当法人として立ち入りを認めることはできず、業務提案することができませんが、何を意図してこのような規定を設けられているのかご教示ください。</p>	
回答	<p>受託者の業務を遂行する場所については、監査対象団体及び所管所属への実地調査場所を想定しており、また、受託者の管理する施設については、委託者（大阪市）と受託者の協議を行う場所が、都合によっては、受託者の事務所内の会議室で実施するかもしれないことを想定しており、受託者の事務所内執務エリアを意図したものではありません。</p> <p>なお、本業務において、令和5年度及び令和6年度に、受託者の管理する施設又は業務を遂行する場所等への立ち入りの実績はありません。</p>
質問内容 2	
委託業務内容に関して	
<p>「監査等業務委託仕様書 8 モニタリング (2) 実施方法等」において、「ウ 委託者は、必要に応じて受託者に対して監査調書の提出、閲覧を求めることができる。」と規定されています。</p> <p>監査において入手した書面やデータ等、あるいは成果物の説明資料等を成果物の付属資料としてご提示することは可能ですが、監査手続の結果、作成した監査調書を提出したり、閲覧に供したりすることはできません。ここでいう「監査調書」とは何を意図されているのかご教示ください。</p>	
回答	<p>本業務における監査調書とは、監査において受託者が入手した監査対象団体の書面やデータ等及び成果物の説明資料等の付属資料を意図しております。</p>
質問内容 3	
その他	
<p>業務委託契約書第15条（秘密の保持）の順守を前提に、以下の状況は当該規定に反するものではなく、許容いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>①弊法人が法令・行政庁による命令・要請、日本公認会計士協会の会則に基づく調書および法人内の品質管理レビューの対応・品質管理手続に必要な範囲で情報を開示させて頂く必要があること。</p> <p>②内部規程を遵守する目的で、情報の複製の一部が当法人の保管する内部記録に含まれること。なお、個人情報への入手は予定しておらず、対象とはいたしません。</p> <p>③当法人の使用するメールシステムを含むシステム・ツール等のクラウド化に伴い、ツール等を作成したグループ会社及びツール等の管理・保守業者が管理等のために秘密情報が保存されているツール等にアクセスできること。</p>	
回答	<p>上記①②③について、業務委託契約書第15条（秘密の保持）に反するものではないと回答いたします。</p> <p>なお、当然のことながら、本業務において知り得た機密情報については、他に漏洩することのないよう必要な措置を講じていただくようお願いいたします。</p>

質問内容 4	
<p>その他</p> <p>業務委託契約書第45条（受注者の解除権）に関し、法令諸規則等の改正により、当法人の業務提供が関連法令等に抵触するとみなされる場合は、当法人より契約解除させて頂く場合があることを了承いただけますでしょうか。</p> <p>なお、現時点でそのような想定がある訳ではありません。</p>	
回答	<p>受注者の責に帰すべき事由ではない法令諸規則等の改正等によって、契約解除せざるを得ない場合において、両者協議の上で、了承いたします。</p>
質問内容 5	
<p>委託業務内容に関して</p> <p>監査実施の過程において、不正等が発覚し、当初想定していない追加調査が必要になる場合、貴市と受託者での対応関係はどのようになりますでしょうか。想定していない工数が発生することになれば、追加的に報酬を請求、もしくは、以後の監査対象・対象数の決定等について考慮いただけますでしょうか。</p>	
回答	<p>受注者の責に帰すべき事由ではなく、当初想定していない追加調査が必要となった場合、契約金額の増額及び以後の監査対象・対象数の決定等について考慮することを確約は出来ませんが、事前協議の上、検討いたします。</p>
質問内容 6	
<p>委託業務内容に関して</p> <p>仕様書5において、「監査対象団体ごとに公認会計士歴5年以上の者1名を班長として指定」とありますが、同一人物が2団体の班長として従事させていただいてもよろしいでしょうか。</p>	
回答	<p>同一人物が2団体の班長として従事されることは差し支えありませんが、1団体目の復命時期と2団体目の実施計画説明時期が一部重複しておりますので、ご留意下さい。</p>

質問内容 7	
委託業務内容に関して	
<p>仕様書 6 (1) カにおいて、「監査対象の事業規模等に応じた体制 (2 名以上) で監査に従事し、そのうち 1 名を班長とし、公認会計士がこれにあたる。」とありますが、監査対象 1 団体の実地調査の工数について昨年度の実績等から目途についてご教示ください。</p>	
回答	<p>監査対象団体の規模や従事人数等にもよりますが、直近 (令和 4 年度から令和 6 年度) の監査等業務委託における実地調査の日数は概ね 10 日を想定しております。ただし、監査対象団体等との調整が可能である限りにおいて、必要に応じて概ね 10 日から日数を増減することを妨げるものではありません。</p>
質問内容 8	
委託業務内容に関して	
<p>本業務は公認会計士法第 2 条第 1 項の「財務書類の監査又は証明」業務には該当しないため、財務書類等の適法性・適正性及び事務手続の適切性・適正性に対する保証を与えるものではないという認識でよろしいでしょうか。</p>	
回答	<p>お見込みのとおりです。</p>
質問内容 9	
委託業務内容に関して	
<p>令和 7 年度の監査対象団体は決まっていますでしょうか。決まっている場合、ご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	
回答	<p>監査対象団体については、本市外郭団体及び本市の出資比率が 25% 以上の出資法人の 34 団体から決定しますが、各年度の監査対象団体については、現時点では決定しておりません。 また、決定時期につきましては前年度末までに決定する予定ですが、受託者と監査対象団体との利害関係等の有無などについて、事前に調査した上で調整いたします。</p>

質問内容 1 0

提出書類に関して

提案書の枚数に制限はありますか。

回答

提案書の枚数に制限はありません。

質問内容 1 1

提出書類に関して

プレゼンテーションのお時間はどのくらいいただけますでしょうか。その際、プロジェクターを貸与いただき、使用させていただくことは可能でしょうか

回答

プレゼンテーション時間は、現時点では20分程度を予定しております。また、プロジェクターにつきましては、使用不可とさせていただきます。

質問内容 1 2

提出書類に関して

(様式4) 法人等調書において「市内事務所の従業員数」の記載項目がありますが、大阪市内に事務所を開設していない場合の記載は、担当予定事務所の職員数を記載させていただければ良いでしょうか

回答

大阪市内に事務所を開設していない場合は、担当予定事務所の職員数を記載してください。

質問内容 1 3	
委託業務内容に関して	
<p>仕様書「5 委託業務従事者」において、業務責任者、班長の指定について定められています。業務責任者と班長を兼ねることは可能でしょうか</p>	
回答	<p>同一人物が業務責任者及び2団体の班長を兼ねることは差し支えありませんが、業務責任者に事故等が生じた場合を想定し、副責任者等の配置について法人内でご検討下さい。</p>
質問内容 1 4	
委託業務内容に関して	
<p>プロポーザル参加募集要領「3 事業者選定にあたっての手續等に関する事項 (9) その他 キ」において、再委託について記載があります。</p> <p>外部協力者による業務提供も含めて提案を予定しております。この場合、既に予定している外部協力者(予定者)については、提案書上で経歴等を記載した方が宜しいでしょうか。</p> <p>また、提案書に記載のない外部協力者については、改めて貴市の書面による審査の上、承諾を受ける方法を予定していますが、問題ないでしょうか。</p>	
回答	<p>業務委託契約書(経常型)【再委託に関する特記仕様書】の順守を前提に、外部協力者(予定者)について、参加申込書の添付資料に記載することは差し支えありませんが、外部協力者であることは必ず明記して下さい。</p> <p>また、事業者決定後に改めて外部協力者の業務内容等を審査し、承諾の可否を決定いたします。</p>
質問内容 1 5	
委託業務内容に関して	
<p>各年度の監査対象団体が既に決まっているようであれば、ご教示ください。</p> <p>また、もし決まっていないうであれば、通常いつ頃決定される予定であるかご教示ください。</p>	
回答	<p>監査対象団体については、本市外郭団体及び本市の出資比率が25%以上の出資法人の34団体から決定しますが、各年度の監査対象団体については、現時点では決定しておりません。</p> <p>また、決定時期につきましては前年度末までに決定する予定ですが、受託者と監査対象団体との利害関係等の有無などについて、事前に調査した上で調整いたします。</p>